

(議長)

日程第12、議案第12号、江差町税条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第12号、江差町税条例の一部を改正する条例について、でございます。

今回の一部改正は、所得税法等の一部を改正する法律の公布などに伴い、江差町税条例の一部改正をするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは改正内容について、説明致します。議案は、別冊その2、1から5頁、資料は別冊その2、1から11頁となっております。

本条例は、関連する政令が、去る5月25日に公布されたことにより、一部改正をするものでございます。

改正内容につきましては、外国居住者等に係る特例適用利子等について、分離課税を行い、関係する総所得金額に当該利子等を加えるもので、来年1月1日からの適用を予定してございます。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第12号、江差町税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び日程第14、議案第13号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程議案となりました議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第13号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、でございます。

今回の一部改正は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行及び所得税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い条例改正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、

宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、まず、最初に議案第1号の改正内容について、説明をさせていただきます。議案39頁から40頁、資料50から53頁となっております。

本改正につきましては、昨年度に引き続き、低所得者に対する軽減の拡大策として、2割軽減並びに5割軽減の対象を積算する際の単価をそれぞれ引き上げるものです。今回の引上げに伴う影響としますと、おおよそ20世帯、約30万円の軽減額の拡大を見込んでございます。また、今年度の地方税法との改正には、国保税の限度額、課税限度額を4万円引上げすることも含まれておりましたが、課税限度額の評価世帯割合を1.5パーセントに近づけるといふ国の基準に照らし、当町は既にその割合が1.5パーセント台にあることから、今年度は課税限度額の引上げを見送りしてございます。

続きまして、議案第13号について説明致します。議案別冊その2、7から9頁、資料別冊その2、12から15頁となっております。

本改正につきましては、先程の議案第12号の町税条例の一部改正に関連したものでございます。国民健康保険税の算定に用いる総所得金額に特例適用利子等の額を含めるとした、含めることとしたもので、来年1月1日からの施行を予定してございます。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号及び議案第13号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、一括採決致します。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号及び議案13号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第2号、江差町法務嘱託職員の任用等に関する条例の制定について及び日程第16、議案第3号、江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例について、を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程議案となりました、議案第2号、江差町法務嘱託職員の任用等に関する条例の制定について及び議案第3号、江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。

行政不服審査法の改正により、審理員制度が導入されたことに伴い、審査請求の審理手続きを行う審理員を、非常勤特別職に委嘱する場合に必要となる条例整備をするものでございます。また、その報酬に関しましても既存条例に追加するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは、あの補足説明をさせていただきます。議案書では41頁から46頁、資料集では54頁、資料4となっております。

行政不服審査法の改正によりまして、審理員制度が導入されたということになってございます。若干の概要を説明させて頂きたいという風に思っております。まず町が行った行政処分等に対しまして、審査請求があった場合につきましては、審査庁である町が指名する審理員において、審査請求人と処分庁の主張を公平に審査しなければならない、ということになっております。この審理員につきましては、職員のうちで処分に関与しないものでなければならないという風にされてございます。

今、仮定の中での該当する職員と致しましては、一定程度の役職となってございまして、課長職が想定されているところでございます。加えまして、決裁又は合議に関与しない職員という風になるのも、付け加えさせて頂きたいと思えます。処分ごとにみても、関与に関与する課長職が一つの処分毎に関しても多いということもございまして、該当するとみられる職員が現実的に少数であるということが、まず一点目でございます。

もう一点目につきましては、この審査請求の審査手続きに対しまして、適切に遂行するための職員を確保することが、困難であるということが地方公共団体では大きな課題となっているところでございます。

以上のことから、弁護士等の専門職を非常勤特別職として委嘱した上で、審理員に指名することが可能であるということでございまして、非常勤特別職を審理員に指名する場合におきましてはですね、条例整備が必要とされていることから、この度、条例制定をさせて頂きたいという風に思ったところでございます。

また、非常勤特別職を審理員とした場合の報酬について、でございますが、全国町村会が妥当とする報酬額としているのが、1時間当たり1万円とされておりますことから、議案第3号、江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の、別表及び附則別表第1に追加して規定するものでございます。

以上でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町法務嘱託職員の任用等に関する条例の制定について、議案第3号、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括採決致します。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号及び議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第4号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第1号)について及び日程第18、議案第14号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第2号)について、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程議案となりました、議案第4号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第1号)について及び議案第14号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第2号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、社会保障・税番号制度に係る通知カード・個人番号カード関連事務委任など15事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,646万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,103万3千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

最初に、補正予算第1号の方、ご説明申し上げたいと思います。議案書の方は48、49頁の予算構成表でお願いしたいと思います。

まず、社会保障・税番号制度に係る補正をまとめてご説明申し上げますが、最初に戸籍住民登録費の社会保障・税番号制度に係る通知カード・個人カード関連事務委託でございます。通知カード、個人番号カードの発行、交付に関する事務等を地方公共団体情報システム機構に委任するものでございます。

次の、社会福祉総務費の国民健康保険費特別会計繰出から最後の方、児童総務費、児童福祉総務費の児童福祉システム改修、これまでは、各業務に係る電算システムの国等とのシステムとの連携、それらに係る経費でございまして、そのうち特別会計に係るものにつきましては、繰出金として補正をお願いしているものでございます。

社会保障・税番号制度に係る全体の補正額は、481万6千円、307万1千円が国庫補助金でございまして、残111万5千円が一般財源でございます。

次に、旧JR江差線鉄道用地防雪柵撤去でございます。資料の方は55頁となります。

砂川の国道228号線沿いのJRの敷地に設置されております、防雪柵、406メートルの撤去費用でございまして、補正額は429万8千円、全額旧江差線鉄道施設等整理基金、この基金を充当するものでございます。

次に、地域おこし協力隊配置でございます。「ぷらっと江差」の体制強化のため、1名を配置するための経費でございまして、賃金等9カ月分、それから事務経費等、補正をお願いするものでございまして、補正額は300万6千円、全額一般財源でございます。

次に、老人福祉センター浄化槽ブロワ取替修繕でございます。資料は56頁をお開き願います。2基あるうちの1基が故障したことから、取替工事を行うものでございまして、補正額は54万7千円、全額一般財源でございます。

次に、予防事務(臨時保育士配置)でございます。健康推進課の保健師1名が産休となりますことから、臨時職員を補充するものでございまして、母子保健事業に従事して頂くこととなりますことから、保育士を配置するものでございます。補正額の方は、賃金、補正の内容は賃金のみでございまして、補正額は58万8千円、全額一般財源でございます。

次に、経営所得安定対策でございます。経営所得安定対策の推進活動に関する経費の補正でございまして、事業実施主体であります江差町地域農業再生協議会への補助について、補正をお願いするものでございます。補正額は151万9千円、全額道支出金となるものでございます。

続きまして、サマーナイトかもめ島実行委員会補助でございます。昨年のように、町内の若者が中心となりまして、かもめ島祭りにおきまして花火を打ち上げるほか、今年はステージイベントを企画しておりますが、その実行委員会への補助をするものでございます。補正額は、110万円、財源と致しましては、その他特定財源と致しまして、ユーラス江差風力様からの寄附金を50万円

充当し、残り60万円は一般財源となるものでございます。

49頁でございますが、江差港船澗上屋改修でございます。資料の方は57頁でございます。船澗上屋の腐食が進んできており、落下防止等のため、南側の70メートルの両側の縁辺部、それぞれ1.6メートルを切断するものでございます。補正額は、123万7千円、全額一般財源でございます。

補正予算第1号の合計と致しましては、1,711万1千円となりまして、国庫支出金が370万1千円、道支出金が151万9千円、その他特定財源が479万8千円、一般財源が709万3千円となるものでございます。

引き続きまして、一般会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。議案書の議案その2、13頁、それから資料の方はナンバー2の16頁をお開き願いたいと思います。

産地パワーアップ事業補助でございます。立茎アスパラ自動選別機及び自動結束機の導入に係る補助でございます。道からの間接補助でございます。取り組み主体でありますJA新はこだて厚沢部支店へ補助するものでございます。補正額は、2,935万円、全額道支出金でございます。以上となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「室井議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

総務費、財産管理費、総務課長か財政課長かもしかしたら建設水道課長の答弁になると思いますけど。あの小野寺議員ですね、非常にいい調査して、シロアリの実態を把握してくれました。それでですね、これ私もちよっただけ、私が考え方申し上げますので、それに対しての答弁は三課長になるか、誰でも結構ですので、答弁もらいたいと思いますけど。

私、40年前、乙部町役場に在職中に、建築係長やっていた時に、公営住宅、緑町の公営住宅解体した時に、シロアリでないかなと私も思って当時の寒地建築研究所、そこに相談したら来てくれました。実態調査して、シロアリですと。多分ですね、40年位前ですから、江差町の役場ではやってなかったと思います。私は乙部町で多分一番、最初にシロアリってことで寒研に相談したのです。

それで、先程の答弁で、答弁は答弁で宜しいのですけども、今一つですね、そういう現象が生

じたから、そこだけ駆除すると。これは駆除、実際にしきれません。何故かという、これは次から次って何処やれ、此処やれば此処、此処やればまた此処、と伝染するのです。伝染ってもう全部やらなきゃなっちゃうということになると財政的に、かなりの負担がきますよ。これご存知だと思いますけど、シロアリは昔はお風呂場、分かりますね、建物外壁はモルタル、そしてお風呂は中にモルタルやってペンキ塗るか、タイル貼る。そういうお風呂場で、高温多湿のところにシロアリが発生しやすいのですよ。今、住宅ほとんど乾式工法ですよ。北海道の場合。全部防水シート貼って、胴縁貼って、外壁張りますから、空気のりれつが非常に良くて、ユニットバスなのです。ほとんどそういうあの湿気を呼ぶっていうことはなかなか無いですよ。

それと、もう一つは、言っておきたいのは、これはよく民家で解体材を大事に取っていたりして、それから木柵、あれ結構倒すとシロアリおりますよ。私もそういう解体たくさんやっていますから。だから直ちに、いいですか財政課長、ちゃんと聞いてくださいね。直ちにどうすぐ対処するっていうことは、町民の税金使って何も効果がないってことになると、多少ありますから、私は、総務課長、財政課長と建設水道課長とよく協議して、まず今の北方総合建築研究所、ここに全道のデータありますから、こことご相談なさって、そして、江差町が今、議会でもこういう質問がありました。こういう実態なのです。だから、どういう風にしたらまずいいですか、と、きちっと、そこを確認してから、色々な対策を練ってもいい。

今すぐそこに、カンフル剤打っても、そこだけで治まるのだったらいいけれども、そういう風にならない可能性があるってことひとつと、その後ですね、やっぱりあの広報なり何かを使って、やっぱり町民に周知するっていうことも、私は極めて大事だと思うのですけれど、三課長の中で誰でも、どなたでも結構ですから、答弁を貰いたいと思います。再質問はしません。いいですか。

(議長)

ちょっと、室井議員。

「室井議員」

はい。

(議長)

今の質問の場合は、さっき小野寺議員の質問に対してね、要するに関連があるということで、財政課に質問しているのですか。

「室井議員」

いや。

(議長)

室井議員の意見なのですか。

「室井議員」

意見です。財産管理について。

(議長)

ということは、答弁いらないってことだね。

「室井議員」

答弁いるって言っているでしょ。だから、提案したでしょ。

(議長)

だから、直接、直接。

「室井議員」

議長、ごめんね。いいかい。だから、こういう風なことで、こういうところに相談したらどうですか
っていう、私提案ですから。する必要が無いのだったらしない。

(議長)

提案にならないで、室井議員質問してください。そういうことで質問しますって言ってください。

「室井議員」

質問したのだよな。

(議長)

提案すればね、また話がね、答弁出来なくなってしまう。

「室井議員」

ああ、そうか。わかったでしょ。

(議長)

室井議員、座って、座って。今ね、その要するに、さっき小野寺議員の、この質問に対しての
対応の仕方について、ノウハウを教えた訳だから、そのことについて、大變為になったとか、なら
ないとか、そういうことやるとかって、そうやって答えてください。

はい、「財政課長」。

「財政課長」

シロアリに関しましては、私も全然、当然素人で、全然そういった知識を有していませんので、せいぜいインターネットでそういったのを見る程度でございますので、シロアリ駆除といいましても、正直、どれほどの規模になるかっていうのは不安が心の底にあるのは正直なところでございます。

そういった中で、議員提案ございましたので、北方研、何とか研究所ですとか、すいません。そういったところに、しっかりと相談しまして、どのような対策がとれるのか、あと、内部でも建設水道課、専門的見地も頂きながら、あのシロアリにつきましては、きっちりとそういう、あの専門的な部分にご相談頂きながら、ちょっと検討していきたいと考えてございますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、質疑希望ありませんか、他に。

「室井議員」

議長、ちょっと待ってください。あのね。

(議長)

はい。

「室井議員」

課長ね。あの私はね、あのやりやすいような質問、今提案したのですよ。提案。だから、それに着手する前に、まずちゃんと相談して、皆さんの認識持ってから、じゃあここやりましょうと。そういう過程を踏みなさいってこと言っているのですから、よく理解してくださいね。いいですか。理解していますか。

「財政課長」

はい。

「室井議員」

しているのなら、しているっちはっきり言ってください。

(議長)

わかったって。はい、いい、質問、答弁いらない。わかったから。うん。

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

押していましたよ。

(議長)

押していた、すいません。

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、三つお聞きします。

上の方から、総務費、旧JR江差線鉄道用地。それで、あの改めて今回、防雪柵の撤去という事業に、今回お金を入れています。全体的に今どういう風になっているのか、ちょっと教えて頂ければなど。つまり、何かスケジュール的にここもう少しスピードアップするとかですね、ちょっとこう年次計画とか、改めて少し、その旧JR跡地の部分で、事業的なこと教えて頂ければなど、が一つ。

もう一つ、企画費、地域おこし協力隊の配置。申し訳ありません。もし、聞きそびれていたら、地域おこし協力隊、「ぷらっと」に配置とかって先程説明、でしたか。ですね、「ぷらっと」。それで、ちょっと教えて頂きたいのは、地域協力隊の位置付け、「ぷらっと」の位置付け、それから予算は、じゃあ結果的にどの位の展望を持って、これからも考えているのか。つまり、相当の戦略というか、位置付けをはっきりさせないと、「ぷらっと」の関係もそうだし、地域協力隊の側面もそうだし、で改めて、今回この補正予算という段階で、ちょっとお聞きしたいと思います。

最後。観光費、サマーナイトかもめ島実行委員会補助。これも、前回あの議員協議会で説明ありましたが、今日ちょっとお聞きしたいのは、これそのものは前回、了解致しましたが、かもめ島のお祭りそのもので、課長恐縮ですが、千人パレードについて、ちょっとお聞きしたい。課長、なってから初めてですかね。前からかな。千人パレード、何回かここで論議されておりますけれども、毎年毎年本当に参加者、私も周り見ていたら本当にもうビックリする位減っていますよね。で、改めて今回、花火はまあそれはそれで、町民のあの大きな憩いっていいのですが。島祭り全体の中での、千人パレードの位置付け、それから現状をどうやって打開していったらいいのか、何回か論議されていますけれどね、改めてちょっと課長の見解と、何か手を、打つ手も今考えているのか。せっかくここまで今、あのサマーナイトかもめ島と、実行委員会で論議されていますのでね、何か千人パレードであれば教えて頂きたいなど、以上です。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

JRの防雪柵の撤去の質問について、私の方で答えさせて頂きたいと思いますが。スケジュールのご質問だったかとは思いますが。今のところあの駅舎等の施設、それからレールの撤去に

併せまして、撤去、一緒にやった方が効率的かなと思って考えてございまして、それで今のところですね、あの駅舎、ホーム、プラットホームですとか、あの解体の調査設計を業者さんにやってもらっているところございまして、8月に、までっていう契約、委託内容となっております。ですから、それからすぐ発注しまして、それ以降になろうかなというところございまして、ご理解をお願い致します。

(議長)

はい、次に、「追分観光課長」。最後、最後。

「追分観光課長」

じゃあ僕の方からあのかもめ島の千人パレードの関係のご質問が出ました。実はあの、平成13年頃に、千人パレードは850人位参加がありまして、そのころあの観光協会では、名実ともに千人パレード、参加者千人を目指そうという取り組みをあのずっと続けてきた訳でございます。ただやっぱり人口減少、それと事業所の縮小、又は各町内会の高齢化こういうものが響いて、去年は500人弱ってということで、やっぱり300人から350人程度減っていることは事実でございます。それで、今年の千人パレードにつきましても、各町内会にも、町内会連合会を通じて呼びかけをし、個人単位でも構わない。例えばあの1町2町3町合同でも構わないので、例えば新栄町3人います、愛宕町5人います、両町の合同での参加も可能ですし、又は3町集まっての参加も可能、ということで今、今年についても幅広くあの参加を呼び掛けている状況です。

最後、今後のかもめ島まつりに関してやはり活性化ということで、若者中心に花火大会の企画をしている、又は土曜日の舞台行事のこのいわゆる活性化、若い力をどんどん導入しながら、企画を立てて頂いて、江差町だけでなく近隣、道南全体のこう若者を集めて、活性化していくような事業の後押しを、観光協会又は町の観光課としてもバックアップしていきたいということで、島祭りの活性化を考えております。以上です。

(議長)

はい、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

地域おこし協力隊の関係でございます。萩原議員の答弁にも町長答弁しておりますが、地域おこし協力隊っていうのは、移住定住施策にとって、有効な手段だと、町の方で位置付けております。

今般産業振興課の方に配属される任務につきましては、先程財政課長の方で、「ぷらっと」のテコ入れという部分もございまして、今回産業振興課の方で、産業の懇話会とか、或いはその販路拡大、そういうものにも主幹も担当してこれから動いていくところでございます。そういった部分のサポートも含めて、総じて全体の産業振興に資するような方にしたいなと。まずは、商工会と連

携を取りながら、今ちよつとテコ入れをしなきゃならない部分っていう部分で、「ぷらつと江差」と連携を図っていききたいというところでございます。

(議長)

はい、いいですね。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、「飯田議員」。

「飯田議員」

はい、議長。

総務費の関連の質問になりますけれども、あのちよつと緊急性を要する質問なので、敢えて質問させていただきます。

先週あたりからこれ連日のように新聞の報道がされております。つまり道内の赤字バス路線の国土交通省の削減でございます。まさに唐突な出来事でございまして、国が言うように地方創生ですとかっていう部分と、国の政策とまさに相反するこの補助金の削減であります。道内ご存知のように、江差町もそうでありますけれども、鉄路が廃止され、ますますこの公共交通機関として公共のバスに依存する場合が大きい訳でありますけれども、我々の立場としては現在ではこの新聞報道を通してしか現状を知る術がない訳でありますから、町としては単独でなくてやはり、町長も確か函館新聞の取材のコメントがあったように、町村会ですとか、道と連携しながら、強力にこの赤字対策の維持を求めていくべきだと思っております。

現状はどういう風になっているのか、それと併せてですね、もしこれが最悪、補助の削減があった場合、江差町としては概ねどの程度の金額になるのか。それと例えば教育委員会の関係のスクールバス、または商工関係の買い物対策バス、これらも該当になるのかどうか。私の認識では、この二つのスクールバス、買い物バスについては該当にならないという認識でおりますけれども、その辺を併せてお聞きしたいと思います。まちづくり。

(議長)

「まちづくり推進課長」。あの答えられる範囲内で、教えてください。

「まちづくり推進課長」

はい。生活バス路線の国庫補助の削減の関係でございます。実は江差町に該当する路線は三路線ございまして、一つは函館江差線、それと檜山海岸線で大成から江差来るもの、或いは

熊石で帰ってくるもの、この三つの路線が対象となります。

27年度の補助の実績を見ますと、この三路線で国と道で4,500万程度のお金が入っております。制度の中身からいくと、路線のかかる費用から乗車賃ですか、収入を引いた差額の20分の9を道と国が折半するという、今制度でございますが、簡単にいうと45パーセント、国と道と折半しますということになっています。それを国の方が、今回少し額を削減するというような新聞報道でございますが、その削減の幅については、まだ我々の方もきちんと情報は入手しておりません。ただ、バス協会の方でも、先般、運輸局の方に削減の撤回を申し入れしておりますし、道の方もこれからそういう動きを見せるということですので、今後、町村会もそういった動きの中で、全体で国の方に、国庫補助の削減の撤回という形での運動の展開を総じていくのかなという気がしております。以上でございます。

(議長)

はい。いいですね。

はい、「副町長」。

「副町長」

今まちづくり推進課長からご答弁申し上げた部分、ちょっと補足させていただきます。プラスアルファJRの代替線や、江差木古内線、これあの木古内で一括基金を持って運行してございますので、こちらの方にも影響がある路線ということがまず一点追加です。

それで、いわば自治体含めて、急に来た話しではありますが、これは正直言って新聞報道で知らされた現実でございます。バス事業者等については、試算等もしているような動きもありますけども、現段階で申し上げられるのは、道含めてそれからバス協会含めて要請行動を国におこしたところでございます。必要な状況が生まれるであるならば、町村会や何やら含めてですね、そういった要請行動もあるだろうという風に思いますけども、現時点では国の方もこれはまだ情報というか、風の便りというか、失礼ですが、何とか出来る方向にあるのではないかと、という話だけ伺っておりますが、危機的な状況がもしあるならば、具体的な行動に移らせて頂きたい、このように思っています。以上です。

(議長)

はい。

「飯田議員」

議長。

(議長)

はい、「飯田議員」。

「飯田議員」

はい。三路線ということは、今、先程言いました、スクールバスだとかその買い物バスは該当にならないということなのですが。じゃあ、町長ですね、具体的に檜山町村会としての行動はまだとられていないという、そういう押さえでいいのか、と、もう一点併せましてですね、一部新聞報道で、最悪、国交省の補助金が打ち切られた場合、減額された場合については、その分、道が補てんしますという風な報道があったように記憶しておりますけど、その辺の事実は如何ですか。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

現在檜山町村会で動くということではなくて、まず道のレベルで、道庁レベルで動いてございます。それが先程言った事業者も含めて。

それと、飯田議員二点目の方は、仮にもしそうになったら、すいません。

「飯田議員」

はい、そう、そう、そう。

「副町長」

影響額の関係はどういう。

「飯田議員」

あの、ごめんね。

「副町長」

あのすいません、道が負担するかどうかということですか。

「飯田議員」

そう。

「副町長」

こう図式でいくと、国からの補助金がカットされる、とするならば、道は最初から国から来るお金を当てにして予算化をしている訳です。道はそのまんまそっくり。問題は国からのお金が減るってことになれば、特にバス事業者の部分に影響がある訳ですよ。じゃあバス事業者の分が、その分を負担するとなると、バス事業者がいくらかぶるのか、それから乗車賃に跳ね返させるのか、それ

とも赤字路線の補助をしている自治体にかぶせるのか。こういう図式になろうかという風に思いますけども、いずれにしても、そういったあの大変大きなあの課題でございますので、基本的には国にきちっと急な話しでございますので、予算を確保してもらおうと、こういう前提であの動いていると、こういうことでございます、はい。

(議長)

いいですね。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第1号)について、議案第14号、平成28年度江差町一般会計補正予算(第2号)について、一括採決致します。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号及び議案第14号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、

「室井議員」

議長。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

はい。今ですね、突然ですけども、飯田議員の質問、緊急質問の、形はですね、江差町にとっては極めて重い問題だと、課題だと思います。

それでちょっと議運の委員長と相談してもらいたいのですけど、ちょっと暫時休憩して、江差町議会としてきちっとそういうことないように、国交省に対してきちっと要請するっていうそういう決議書を作りたいと思うのですけれど、如何でしょうか。

「飯田議員」

賛成。

「室井議員」

議長、ちゃんとした、言ってください。

(議長)

薄木委員長、暫時休憩します。

(休憩中)

(議長)

今、室井議員の方からですね、今のこの国交省含めたバス路線のことについて、大変大きな問題であると。よってですね、緊急の中で、議運を開きながら、その対応策をどうするのかってことを対応してもらいたいという質問なのですよ。そのことについて、薄木委員長はどう思いますか。休憩中だから。

「薄木議員」

了解しました。

(議長)

議運を直ちに開いてください。

(議会運営委員会開催)

(議長)

はい、それでは休憩を閉じて再開致します。

先程、休憩中に議運を開いて、議運の委員長から報告を求めます。

「委員長」。はい、そこでいいです。

「薄木委員長」(議会運営委員会報告)

ただいま、室井議員から今回のバス補助の減額は、大変重要な事項であるので、議会運営委員会を開いてどのような取扱いをしたらいいかってことで、協議させて頂きました。

色々な情報がある中で、まだ町理事者側も、また他町もまだこの減額に関しての動きがまだ見えてこない。そういう形であれば、今江差町だけが単独、江差町議会だけが単独で意見書を提案するのも何かと。そうであれば、他町と足並みを揃えながら、先程、副町長と出崎課長に出席をして頂いて、そうであれば、江差町も議会と足並みをそろえて臨時議会を開きながらも、一緒の形を進めていきたいという結論に達しましたので、この件に関しては、江差町の動向を見ながら、議会としても提案をさせて頂きたいということで、決定を致しました。以上です。

(議長)

はい。今、報告したとおりでございます。